

平成 17 年度当初予算 施策別概要

4 1 1 資源循環の推進

(主担当部局：環境森林部)

- 41101 発生抑制と再使用・再生利用の推進 (環境森林部)
- 41102 廃棄物の適正な処理の推進 (環境森林部)
- 41103 不法投棄等の不適正処理の未然防止・是正 (環境森林部)
- 41104 資源循環技術の研究の推進 (総合企画局)

< 施策の目的 >

- (対象) 住民や事業者が
- (意図) 廃棄物の減量化や再生利用を推進している

< 施策の数値目標 >

目 標 項 目		H 1 5 年度	H 1 6 年度	H 1 7 年度	H 1 8 年度
廃棄物の最終処分量 (千トン)	目 標 値	4 0 2	3 8 0	3 6 0	3 4 0
	実績(見込み)値	3 9 4	3 8 0		

最終処分された一般廃棄物と産業廃棄物の総量

< 平成 17 年度に残っている課題 >

「大量生産、大量消費、大量廃棄」型社会経済システムから「最適生産、最適消費、廃棄ゼロ」の資源循環型社会への早期転換が求められています。このため、県民、事業者、行政によるそれぞれの役割に応じた廃棄物の発生抑制やリサイクル等に向けた取組を一層進める必要があります。

やむなく排出された廃棄物を適正にリサイクルや処分をするため、安全で安心な廃棄物の受け入れ体制の整備を進める必要があります。

廃棄物の不法投棄等不適正処理の未然防止を図るとともに、不適正処理廃棄物等の対策を実施する必要があります。

< 平成 17 年度の施策の取組方向 >

ごみゼロ社会の早期実現に向け、周知・啓発活動等により県民、事業者等の気運を醸成するとともに、ごみ減量化に向けた先進的な取組を促進します。また、産業廃棄物の減量化に向けた事業者の自主的な取組を支援します。

適正処理困難物、災害廃棄物、中小零細企業からの発生廃棄物、不法投棄廃棄物などの広域適正処理体制の維持や構築の促進に取り組みます。

廃棄物の不法投棄等不適正処理の未然防止に向け監視体制の強化を図るとともに、不法投棄等不適正処理物の是正の徹底や安全性確認調査等に取り組みます。

<主な事業>

(重)「ごみゼロ社会」実現推進事業

【基本事業：41101 発生抑制と再使用・再生利用の推進】

当初予算額： 57,139 千円 29,320 千円

事業概要：ごみゼロ社会の実現に向けて、プランの啓発、情報発信などを行い各主体のごみ減量化等への取組を促進します。また、プランの具体的な施策を効果的なものとするため、先駆的、実験的なモデル事業や減量化手法等の可能性調査を実施し、その成功事例を積み重ねて、県全域での展開を図ります。

ごみ減量化促進事業【基本事業：41101 発生抑制と再使用・再生利用の推進】

当初予算額： 27,428 千円 18,009 千円

事業概要：市町村と住民等が協働で取り組むごみ減量化事業など、他地域のモデルとなる取組を支援するとともに、ごみの排出抑制に向けた県民意識の醸成を図ります。

認定リサイクル製品普及等事業【基本事業：41101 発生抑制と再使用・再生利用の推進】

当初予算額： 17,421 千円 12,711 千円

事業概要：事業者からの申請に基づきリサイクル製品の認定を行うとともに、県での認定製品の優先利用、認定製品の展示やパンフレット等の作成、事業者が行うPR活動費の支援など認定製品の利用拡大を図ります。

R D F 焼却・発電施設建設事業【基本事業：41102 廃棄物の適正な処理の推進】

当初予算額： 千円 639,638 千円

事業概要：三重ごみ固形燃料発電所において、年間を通じて安定的にR D Fを処理するため、新たな貯蔵槽の整備を行います。

廃棄物処理センター環境基盤整備事業【基本事業：41102 廃棄物の適正な処理の推進】

当初予算額： 1,654,956 千円 2,071,112 千円

事業概要：(財)三重県環境保全事業団が廃棄物処理センター事業として実施する公共関与による廃棄物処理を支援することにより廃棄物の適正処理体制を確保します。

産業廃棄物監視指導事業【基本事業：41103 不法投棄等の不適正処理の未然防止・是正】

当初予算額： 18,136 千円 33,220 千円

事業概要：産業廃棄物の不法投棄等不適正処理を未然防止するため、排出事業者、処理業者等に対する監視指導を行うとともに、関係者に対する是正指導に取り組みます。

(重)不法投棄等の是正推進事業

【基本事業：41103 不法投棄等の不適正処理の未然防止・是正】

当初予算額： 143,045 千円 185,996 千円

事業概要：長期間大量に放置されたままとっている産業廃棄物の不法投棄等不適正処理事案について、安全性確認調査を実施します。調査の結果、生活環境保全上支障の生じるおそれがある事案については、国の支援制度を活用して必要に応じ県による措置に取り組みます。また、公益性の観点から市町村が実施する措置に対し、県の新たな支援制度の活用等により協働して取り組みます。